

令和6年度
会計年度任用職員募集要項

(技能労務職)

受付期間：令和6年3月14日から募集定員に達するまで

船井郡衛生管理組合

1. 募集区分、採用予定人数、応募資格等

募集区分	募集職種	募集人員	応募資格等
会計年度 任用職員	技能労務職 (ごみ収集または計量等)	若干名	・ごみ収集業務等を行う上で体力的に支障のない方 ・簡単な機械操作ができる方

※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する人は受験できません。

- ①禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②船井郡衛生管理組合及び南丹市・京丹波町において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 試験の日時、場所及び内容

- [日 時] 電話等による応募申込時に日時調整
- [会 場] 船井郡衛生管理組合 応接室 他
(南丹市八木町室河原大見谷47番地)
- [内 容]

試験区分	試験内容	日 程
非常勤職員	面談試験(30分程度)及び簡単な作業検査	応募申込連絡時決定

3. 応募手続き及び合否通知等

(1) 応募申込書の配布

令和6年3月14日から募集定員に達するまでの期間(土曜日、日曜日、祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで

※船井郡衛生管理組合ホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布場所

船井郡衛生管理組合窓口及び船井郡衛生管理組合ホームページ

(3) 提出書類

応募申込書 ※その他のものを必要に応じて求める場合があります。

(4) 受付期間

令和6年3月14日から募集定員に達するまでの期間（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

※ 事前に電話等による応募申込みを行った際、日程調整を行い、船井郡衛生管理組合総務課総務係まで直接、ご持参願います。（郵送による受付は行いません。）

(5) 可否の通知

本人宛に可否の連絡をします。

※ 電話等による問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

4. その他

(1) 労働条件

任用期間：令和6年4月1日（予定）から令和7年3月31日まで

業務内容：ごみ収集業務または計量業務等（技能労務職）

勤務時間：午前8時30分から午後4時00分まで（内休憩時間60分）

勤務場所：船井郡衛生管理組合 事業課

休日：日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する日、
年次有給休暇その他

給与：経験等に応じ、報酬、期末・勤勉手当（ボーナス）、通勤手当、
その他手当について規定に基づき決定

社会保険等：健康保険、厚生年金、雇用保険、労災等

※ 応募申込等の書類は返却できませんので、ご了承ください。なお、この選考において船井郡衛生管理組合が収集した個人情報、この選考に係る目的以外では使用しません。

(2) 問合せ先

船井郡衛生管理組合 総務課総務係

〒629-0166

京都府南丹市八木町室河原大見谷47番地

TEL 0771-42-3425 FAX 0771-42-5765